

改正後の古物営業法の解釈に関する通商産業省に対する通知について

平成7年9月8日 警察庁丁生企発第102号
警察庁生活安全局生活安全企画課長から各管区警察局保安（公安）部長、
警視庁生活安全部長、各道府県警察本部長、各方面本部長あて

（概要）

本通達は、古物営業法の一部を改正する法律（平成7年法律第66号）の閣議決定に際しての通産省との協議過程を踏まえ、同法による改正後の古物営業法の解釈に関して、当庁から同省に対して発出した通知を解説したものである。